

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

近隣住民から騒音等に関する苦情が発生する可能性があるため、良好な生活環境の保全に必要な対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもってその解決に当たること。

二 縦覧期間

平成二十四年八月二十一日から平成二十四年九月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター